

責任と愛情をもって終生飼いましょう

9月20日～26日 動物愛護週間

環境対策課・内線2244



- 不妊・去勢手術 繁殖を望まない場合は実施しましょう。性質がおとなしくなったり、病気の予防にもなります。
- 猫の飼育は屋内で 上下運動ができるように家具の工夫をし、専用のトイレ、つめとぎなどを用意しましょう。
- 迷子の防止 飼い主が分かるように犬には鑑札、猫やそのほかの動物には名札などをつけましょう。
- 犬の散歩はルールを守って 犬の散歩をするときは、リードでつながしましょう。オシッコはすぐに水で流し、フンは家まで持ち帰りましょう。また、狂犬病の予防接種を必ず受けさせましょう。
- 災害に備えて 避難する場合は、事情の許す限り動物を同行してください。動物のための防災用品（5日分以上のエサと水など）も用意しましょう。



狂犬病予防集合注射は実施しません

毎年4月に実施している狂犬病予防集合注射は、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しません。12月31日(木)までに動物病院で接種し、注射済票の交付を受けてください。



動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

主な改正内容は次のとおりです。

- 愛護動物の殺傷、遺棄・虐待の罰則強化 愛護動物を殺傷した場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄・虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。
- 繁殖制限の義務化 犬や猫の飼い主に対し、適正な飼育が困難な場合はその繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術などの措置を講じることが義務付けられます。

「地域猫活動」にご理解、ご協力を

市は、地域に住みつく飼い主のいない猫を、これ以上増やさず、今いる猫がその命を全うするまで地域で適正に管理していく「地域猫活動」を推進しています。

飼い主のいない猫に関する苦情は市に多く寄せられており、住民同士のトラブルの原因になることもあります。飼い主のいない猫への置きエサや撒きエサなどの無責任なエサやりはやめましょう。

活動内容

地域住民の方が中心となり、ボランティアや行政と連携して行います。飼い主のいない猫が増えないように、捕獲して不妊去勢手術をします。その後再捕獲を防ぐため、耳をカットして元の場所に放します。また、地域で相談して、トイレの設置やエサのやり方、清掃の方法などを決めて見守りを行います。

飼い主のいない猫への不妊去勢手術などの費用については、地域猫登録団体に対する補助制度があります。活動を始めたい方は、環境対策課にご相談ください。



猫の譲渡相談会

直接会場へ時 9月16日(水)午後1時30分～3時30分場 市役所1階多目的プラザ